

改正案

現行

(目的)
 第一条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、県民が日常生活において歯・口腔の疾患を予防し、早期に発見し、及び早期に治療を受けることにより、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組み、口腔機能の維持向上を図ることを促進するとともに、県内全ての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村等との連携協力等)

第四条 県は、前条に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯・口腔の保健サービスを実施している市町村並びに歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う教育関係団体及び保健医療福祉関係団体との連携協力及び調整に努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に

(目的)
 第一条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組み、口腔の保健医療サービスを受けることができるよう生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村等との連携協力等)

第四条 県は、前条に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯・口腔の保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に

係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念のつとり、県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯・口腔の保健サービスを実施している市町村に協力するとともに、良質かつ適切な歯・口腔の保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

（教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割）

第六条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であつて、歯・口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念のつとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たつては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（事業者及び保険者の役割）

第七条 事業者は、基本理念のつとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念のつとり、県内の被保険者の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

（保護者の役割）

第八条 父母その他の保護者は、その保護する子どもの歯・口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療、望ましい食習慣の定着その他の子どもの歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

（県民の役割）

第九条 県民は、基本理念のつとり、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

（千葉県歯・口腔保健計画の策定）

第十条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「千葉県歯・口腔保健計画」という。）を定めなければならない。

係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念のつとり、県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯・口腔の保健サービスを実施している市町村に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割）

第六条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であつて、歯・口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念のつとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たつては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（事業者及び保険者の役割）

第七条 事業者は、基本理念のつとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念のつとり、県内の被保険者の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

（新設）

（県民の役割）

第八条 県民は、基本理念のつとり、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

（千葉県歯・口腔保健計画の策定）

第九条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「千葉県歯・口腔保健計画」という。）を定めなければならない。

2 千葉県歯・口腔保健計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- 二 歯・口腔の健康づくりに関する目標
- 三 歯・口腔の健康づくりに関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、千葉県歯・口腔保健審議会及び市町村その他関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。
- 4 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第十一條 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の各号に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に關すること。
- 二 むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯・口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療のためのかかりつけ歯科医による定期的な歯科健診及び歯科保健指導を受けることについての普及啓発に關すること。
- 三 八〇二〇運動（八十歳になっても自分の歯を二十本以上保つことを目指した運動をいう。）に關する取組の推進、八〇二九運動（八十歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し、介護を必要としない高齢者を増やしていくための運動をいう。）の普及啓発、オーラルフレイル対策（加齢に伴って口腔機能が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し、当該状態を早期に把握し、及び改善するための取組をいう。）の推進その他年齢に応じた歯・口腔の健康づくりに關すること。
- 四 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に關すること。
- 五 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに關すること。

2 千葉県歯・口腔保健計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- 二 歯・口腔の健康づくりに関する目標
- 三 歯・口腔の健康づくりに関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、千葉県歯・口腔保健審議会及び市町村その他関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。
- 4 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第十條 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の各号に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に關すること。
- (新設)
- 二 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に關すること。
 - 三 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに關すること。

六 障害を有する者、介護を必要とする者、社会的養護を必要とする子ども等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。

七 がん、糖尿病その他の疾患を有する者の口腔機能の維持向上を図るための歯科医療と医療及び介護サービスとの連携体制の整備に関すること。

八 マウスガードの使用に関する普及啓発その他のスポーツによって生じる歯・口腔、顎等の外傷、障害等の防止及びこれらの軽減のための安全対策に関すること。

九 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。

十 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。

十一 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第十二条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の歯科疾患等実態調査の実施)

第十三条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るための基礎資料とするため、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行うものとする。

四 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。

(新設)

(新設)

五 災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。

六 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。

七 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第十一条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の歯科疾患等実態調査の実施)

第十二条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るための基礎資料とするため、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行うものとする。